

**(仮称)北九州市プラスチック製容器包装  
選別施設整備運営事業**

**落札者決定基準**

**平成18年1月**

**北九州市**

## 1．落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、北九州市（以下「市」という。）が「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業審査委員会」（以下「委員会」という。）において、最も優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものです。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとしします。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとしします。

## 2．事業者選定の概要

### （1）事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札としします。

本事業は、（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設（以下、「本施設」という。）の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を期待するものです。事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定するものとしします。

### （2）審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施します。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。（図表1参照）

### （3）審査体制

委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行います。なお、市又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

市が設置した委員会は、以下5名の委員により構成されます。

委員長 樋口壯太郎（福岡大学大学院工学研究科 教授）

委員 二渡 了（北九州市立大学大学院国際環境工学研究科 教授）

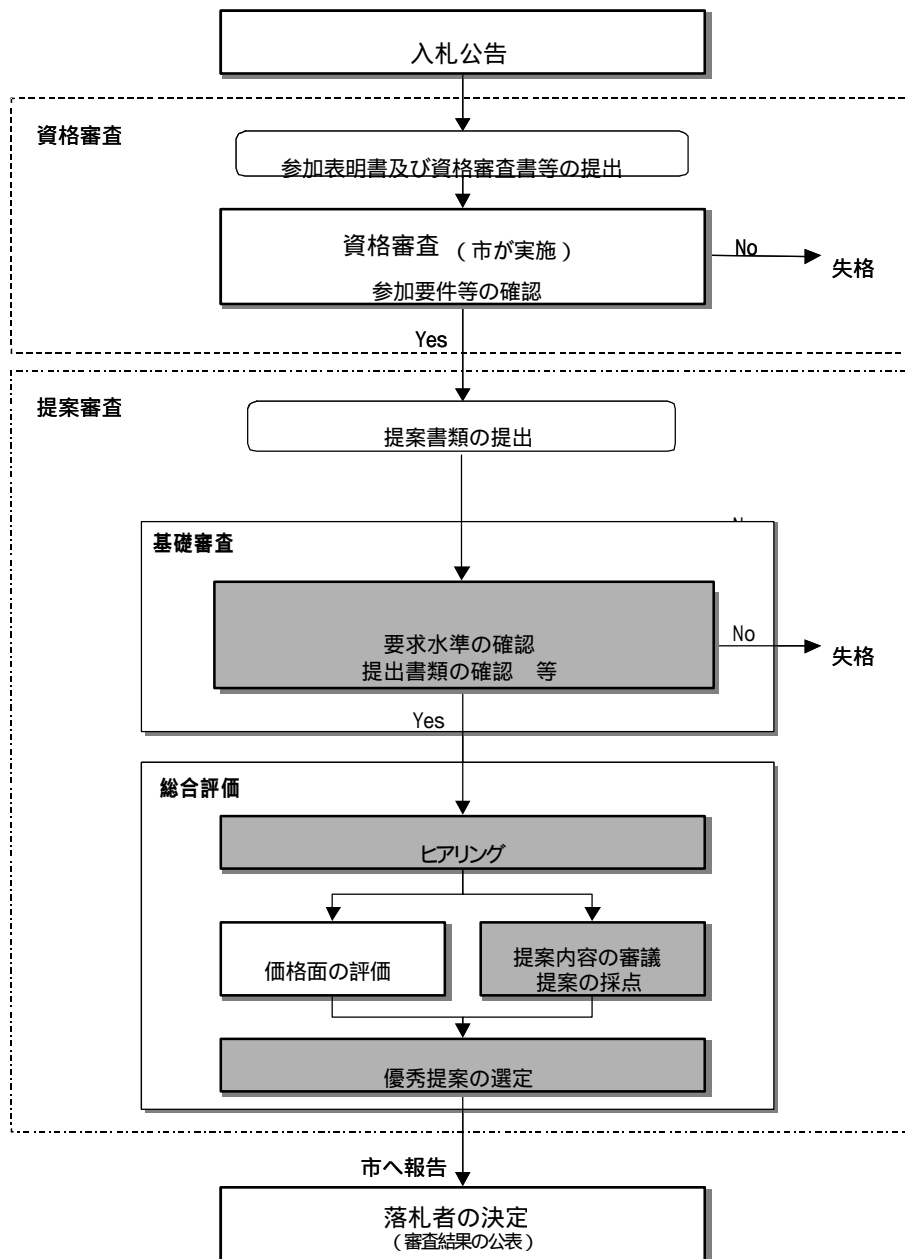
委員 岩永元一郎（北九州市中小企業支援センター登録専門家 公認会計士）

委員 谷 史郎（北九州市財政局長）

委員 垣迫 裕俊（北九州市環境局長）

なお、代表企業及び構成員が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

図表1 落札者決定までの流れ



### 3．資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認します。このとき、市は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「3 応募等に関する事項等」によります。

### 4．提案審査

#### (1) 基礎審査

本審査では、市及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

これらの基礎的な事項のうち、1つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とします。

基礎審査項目		細目	
基礎事項	提出書類の確認	提案書は期限内に提出されたか	
	様式の確認	指定された様式で提案されているか	
事業計画	事業スケジュール	実現可能なスケジュールとなっているか	
	実施体制	資格審査通過時と変更はないか	
		事業実施体制が確立されているか	
	資金調達方法	資金調達先、調達額、調達条件が明示されているか	
	事業収支計画	税金等の前提条件が的確に設定されているか	
		事業採算性が確保されているか	
		借入金の返済能力があるか	
		収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか	
	事業継続の担保	事業継続を担保するための連帯保証人等の措置がなされているか	
事業費	算出根拠が明示されているか		
	各提案書類の計数の整合性がとれているか		
施設整備計画	事業用地	立地要件を満たしているか	
		事業用地として確実に確保できる見込みがあるか	
		周辺地域の環境等に十分に配慮し、円滑な操業を行うために必要な周辺地域住民等の同意を得られる見込みがあるか	
		車両の搬入出において、繁華街及び住宅街を通らない搬入出経路が確保できるとともに、搬入出のピーク時においても、搬入出経路及び周辺の交通渋滞を引き起こすことなく、安全な通行が可能となる道路が整備されているか	
	施設計画の性能・仕様の確認	施設規模は搬入物を処理するのに適切か	
		計量、搬入物の排出がスムーズにできる仕様としているか	
		搬入物を適切に選別できる仕様としているか	
		施設は計画敷地内に適切に配置計画されているか	
		計画搬入物を安全に処理できるとしているか	
		環境保全事項を遵守できるとしているか	
		関係法令や指針を遵守しているか	
	その他要求水準書に示す性能・仕様が確保されているか		
	運営・維持管理計画	運営・維持管理業務の性能・仕様の確認	維持管理及び運営業務が計画されているか
			知的障害者雇用にあたり、社内教育等適切な体制を整えているか
環境保全事項を遵守できるとしているか			
安全対策、安全管理が行える体制が講じられているか			
その他要求水準書に示す性能・仕様が確保されているか			

(2) 総合評価

1) 性能等の評価項目と配点

本評価では、委員会において、各提案内容を7つの評価項目(入札価格を含む)により評価、採点します。なお、本評価の合計点は400点とします。

2) 評価項目と配点

項目	内容	配点	
A 入札価格	・入札価格を点数に換算	150	
B 立地場所	・立地場所への搬送にかかる、市の収集運搬経費・効率 ・周辺地域住民等の同意を得られる見込みがあるか ・車両の搬入出において、住宅街等を通らない搬入出経路、一般道路への交通渋滞等の影響に関する評価	100	
C 事業実施の基本方針	・本事業の実施に係る基本的な考え方 ・本事業に対する取り組み姿勢	10	100
D 事業実施の確実性	・提案事業者の経営状況・資産状況に問題はないか ・事業を確実に実施できる資金計画、収支計画 ・事業を確実に遂行できる体制が整備されているか ・事業継続を担保するための連帯保証人等の措置がなされているか ・本事業の安定運営の為の知識、経験が豊富であるか	70	
E リスク対応	・本事業において想定されるリスクに対する考え方とその対応方法は適切か。 (施設計画、運営及び維持管理) ・類似施設の事業実績はあるか。安定操業しているか。	20	
F 計画の確実性・信頼性	・提案内容の、下記計画に関する確実性・信頼性 - 工事計画(工事工程、方法等) - 施設計画(配置、動線、構造、環境対策等) - 運転計画(人員配置、体制、労働環境等) - 維持管理計画(整備・補修・点検等) - 雇用計画(障害者雇用の考え方等) - 非常時(施設故障時、災害時等)の対応計画	30	
G 環境への配慮	・地球環境にかかる配慮(設計面、施工面、管理・運営面等)がなされているか ・周辺環境への配慮がなされているか	20	
<b>合計</b>		400	

### 3) 評価方法

#### ア 入札価格の評価について

入札価格の評価は、最低入札価格評価対象額を満点（150点）とし、それ以下は最低入札価格評価対象額との比率を用いて得点を算定（小数点第1位を四捨五入）します。

入札価格評価対象額の算定方法は次のとおりします。

入札価格とは、入札書（様式4-1）に記載された額とします。

助成金控除額は、整備費内訳書（様式5-5）に記載された施設整備計画及び予定額から、市が循環型社会形成推進交付金（交付対象事業リサイクルセンター）として交付される予定額を算定し、その額とします。

市は、当該交付予定額を、環境省が示す循環型社会形成推進交付金交付要綱（環廃対発第050411001号 平成17年4月11日）及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（環廃対発第050411002号 平成17年4月11日）に基づき算定します。

なお、原則として、整備費内訳書（様式5-5）に記載された施設整備計画及び予定額に基づき、市は環境省が所管する循環型社会形成推進交付金の申請を行います。

入札価格評価対象額は、入札価格から助成金控除額を差し引いた額とします。

#### （算定例）

提案	入札価格	助成金 控除額	入札価格 評価対象額	得点	算定方法
	a	b	C = a-b		
1	10億円	-	10億円	150点	-
2	15億円	3億円	12億円	124点	150点 × (10 / 12) = 124
3	14億円	1億円	13億円	115点	150点 × (10 / 13) = 115

#### イ 立地場所等の評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す5段階により評価、採点します。

#### （算定例）

提案	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点 × 1.0
B	優れている	配点 × 0.8
C	やや優れている	配点 × 0.6
D	一般的な水準は満たしている	配点 × 0.2
E	要求水準を満たしている程度	配点 × 0.0

#### 4) 総合評価

各評価項目について上記の評価方法に基づき、採点された点数を合計して総合評価します。総合評価は400点満点となります。

#### 5. 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定します。

市は、委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。